

(お知らせ)

令和 7 年 9 月 5 日
防 衛 省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、F A C 2 0 0 1 三沢飛行場の追加財産の限定使用について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 2 0 0 1 三沢飛行場の追加財産の限定使用について
承認年月日	令和7年8月28日
施設・区域名称	F A C 2 0 0 1 三沢飛行場
合意対象所在地	青森県三沢市
合意対象面積等	土地：約7,000 m ²
	水域等：－
	建物：2棟の一部、約4,800 m ²
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、航空機訓練移転（A T R）及び日米豪共同訓練（武士道ガーディアン2025）を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地：約7,000 m²

建物：2棟の一部、約4,800 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：（1）令和7年9月25日から同年10月10日までの間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

